

様式第6号 (第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2021年第2回 春日部市農業委員会総会		
開催日時		令和3年2月24日(水)	開 会	午前10時00分
			閉 会	午前11時20分
開催場所		庄和総合支所 102会議室		
議長氏名		会長 齋藤 千松		
出席者	農業委員	( 出席人数：10人 )		
		1	鈴木 宏	
		2	小川 利雄	
		3	市川 大倫	
		4	新井 久義	
		5	萩原 勝	
		8	岡本 勉	
		9	横井 貞夫	
		17	伊藤 弘子	
		18	栗原 健次	
	19	齋藤 千松		
事務局	( 出席人数：5人 )			
	農業委員会事務局長 関口 信義	農業委員会事務局次長 金子 昌行		
	農地振興担当主幹 前島 清史	農地振興担当主査 中澤 ますみ		
	農地振興担当主事 加藤 祐一			

<p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p>	<p>日程 1 農地法第 3 条 (委員会) : 公開          日程 2 農地法第 5 条 (知事) : 公開          日程 3 租税特別措置法適格者証明 : 公開          日程 4 生産緑地法従事者証明 : 公開          日程 5 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について : 公開          日程 6 春日部農業振興地域の農業に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について : 公開</p>								
<p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当 :  <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当 :  <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当 :  <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当 :</p>								
<p>配 布 資 料</p>	<p>次第、総会資料</p>								
<p>会議録の作成方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録  <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録  <input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
<p>会議録署名の指定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1070 627 1149">議席番号</th> <th data-bbox="627 1070 1442 1149">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1149 627 1227">8</td> <td data-bbox="627 1149 1442 1227">岡本 勉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1227 627 1305">9</td> <td data-bbox="627 1227 1442 1305">横井 貞夫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1305 627 1370">17</td> <td data-bbox="627 1305 1442 1370">伊藤 弘子</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	8	岡本 勉	9	横井 貞夫	17	伊藤 弘子
議席番号	委員氏名								
8	岡本 勉								
9	横井 貞夫								
17	伊藤 弘子								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2021年第2回総会を開会いたします。本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員10名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告願います。</p>
運営委員長	<p>本日、総会前の運営委員会で</p> <p>(1) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について (回答)</p> <p>(2) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について (回答)</p> <p>(3) 春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について</p> <p>(4) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (依頼)</p> <p>(5) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (中間管理) (依頼)</p> <p>(6) 農用地利用配分計画に関する意見について (依頼)</p> <p>(7) 残存小作の権利の関係について</p> <p>(8) 農地転用が許可となった経緯及び理由について</p> <p>について協議しました。</p>
議長	<p>次に、春日部市農業振興審議会について横井委員より報告がございます。</p>
委員	<p>2月9日の春日部市農業振興審議会で</p> <p>(1) 農用地区域からの除外申出について</p> <p>(2) 農用地区域への編入申出について</p> <p>(3) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画(27号計画)」の定期的な検証について、協議しました。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条(委員会)」1議案11件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第5条(知事)」1議案11件</p> <p>日程3 議案第3号「租税特別措置法適格者証明」1議案4件</p> <p>日程4 議案第4号「生産緑地法従事者証明」1議案1件</p>

日程5 議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」

日程6 議案第6号「春日部農業振興地域の農業に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について」の6議案となります。

なお、議案第1号「農地法第3条（委員会）」の申請番号10番は、取下げとなったため、欠番となります。

次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号8番岡本勉委員、9番横井貞夫委員、17番伊藤弘子委員を指名いたします。

議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。続きまして、会議規則第10条の規定に基づき、農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に一時退室をいたします。なお、退室後次の議事に入る前には、入室の確認をいたします。それでは、議事にはいります。日程1議案第1号、「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。申請番号48番、54番、2番、7番から9番、11番から15番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地法第3条（委員会）について」許可申請が11件あったので、審議を求めます。議案書の1頁をご覧ください。

申請番号48番について、詳細は議案書のとおり。令和2年第11回総会からの継続審議案件です。申請人の世帯構成員に、農地法第3条の許可を取得せずに耕作している農地が有ることから継続審査とし、聞き取り調査後、再審議することとしました。11月30日に世帯構成員本人から聞き取り調査を実施したところ、別紙書類が提出されましたので、その内容が事実相当であるかを調査するため、再度の継続審査としたものです。また、1月15日に、当該農地の貸借人から当該農地が農地以外で利用されていることに対する苦情がありました。2月9日に別紙書類が提出され、同日に第4地区の横井代表農業委員、伊藤農業委員と日程を調整し、2月24日に現地調査を行うことになりました。

申請番号54番について、詳細は議案書のとおり。令和2年第13回総会からの継続審議案件です。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。所有地に長年にわたる不耕作地があることから、2月4日に申請人から聞き取りを行い、前回提出した作付け計画及び不耕作の理由について訂正があるため、書類を再提出することでしたが、2月18日の事前審査時点

で提出がありません。なお、事前審査後の2月19日に訂正後の理由書が提出され、2月22日に現地写真が提出されました。

申請番号2番について、詳細は議案書のとおり。令和3年第1回総会からの継続審議案件です。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。2月4日に申請人から聞き取りを行い、是正の意思を示しました。そのため、2月16日に現地確認を行いました。

申請番号7番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、親子間の贈与です。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号8番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、作業効率の向上のため申請番号9番の農地の一部との交換です。案内図9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号9番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、作業効率の向上のため申請番号8番の農地の交換及び売買です。案内図9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号11番から14番について、詳細は議案書のとおり。譲受人が同一のため一括で説明します。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図及び詳細図は11頁から18頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査7頁から10頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号15番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図19頁、詳細図20頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書11頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、宮代町農業委員会から農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、申請番号48番、54番、2番、7番から9番、11番から15番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>推進委員及び農業委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。なお、申請番号48番、54番、2番につきましては、継続審査となっているため、農業委員からの報告です。</p> <p>申請番号48番について、本件は令和2年11月からの継続審査案件となります。横井農業委員より、2月4日に再度聞き取りを実施したところ、当該農地について許可なく倉庫を建築していることについて自ら申し出があり、新たな違反案件があることが判明しました。同日に是正の意思を示し、本人から2月9日に建物を除却する旨の書類が提出されました。したがって、同日に伊藤農業委員及び事務局と日程調整をし、2月24日に第4地区の担当委員で再度書類の内容を精査し、現地を確認することといたしました。なお、2月10日に第4地区でパトロールを実施した際は、屋根のみ除却されておりました。よって、引き続き当該農地について調査が必要と考え、審査を継続する必要があると考えます。なお、本人からは事務局に2月10日に当該農地について是正したとの報告がありました。</p> <p>申請番号54番について報告します。市川農業委員より、本件は所有地に長年不耕作地があるため、令和2年12月からの継続審査案件となります。2月4日に申請代理人から聞き取りを実施し、前回提出した作付け計画及び不耕作の理由のうち水角の土地について訂正があるため、書類を再提出すると申し出がありました。書類の提出について速やかに提出されることを指導しましたが、本日までに提出がありません。そのため、書類の提出後再調査をするため、審査を継続する必要があると考えます。</p> <p>申請番号2番について報告します。本件は令和3年1月からの継続審査案件となります。川鍋農業委員より、本件は、申請人の保有農地の一部について、宅地と一体に利用されており農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったため、令和3年1月からの継続審査案件となります。2月4日に申請人から聞き取りを行い、是正の意思を示したため、2月16日、田口推進委員、山崎農業委員、萩原農業委員、池上農業委員、新井農業委員と同行して現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>

申請番号7番について、田口推進委員より、大塚農業委員、新井農業委員と同行して令和3年2月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号8番、9番、13番について、小川推進委員、石川推進委員、小川農業委員、川鍋農業委員と同行して令和3年2月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号11番、12番、14番について、遠藤推進委員より、大塚推進委員、市川農業委員、上原農業委員と同行して2月12日に、現地調査を実施したところ、申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号15番について、石井推進委員より、水口農業委員、栗原農業委員と同行して令和3年2月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、申請地及び保有農地について、雑草が繁茂し農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。そのため、事務局から代理人に指導したところ草が刈り取られ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号8番岡本勉委員より申請番号48番、54番、2番、7番から9番、11番から15番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号48番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請番号48番について、事前審査の報告をします。当該申請は第11回総会からの継続案件であり、担当農業委員に意見を求めたところ、2月4日に再度聞き取りを実施したところ、当該農地について許可なく倉庫を建築していることについて自ら申し出があり、新たな違反案件があることが判明し、同日に是正の意思を示し、本人から2月9日に建物を除却する旨の書類が提出されました。次に、2月10日に第4地区でパトロールを実施した際は、屋根のみ除却されておりました。次に、2月24日に第4地区の担当委員で再度書類の内容を精査し、現地を確認することとしました。との報告がありました。こうしたことから、事前審査委員5人

の合議により継続審議とすることと決しました。

申請番号54番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。当該申請は所有地に長年不耕作地があるため、令和2年12月からの継続審査案件となります。担当農業委員に意見を求めたところ、2月4日に申請代理人から聞き取りを実施し、前回提出した作付け計画及び不耕作の理由のうち水角の土地について訂正があるため、書類を再提出すると申し出がありました。次に、同日、書類の提出について速やかに提出されることを指導しましたが、事前審査時点で未提出です。次に、2月24日に第2地区の担当委員で再度書類の内容を精査し、現地を確認することとしました。との報告がありました。こうしたことから、事前審査委員5人の合議により継続審議とすることと決しました。

次に、申請番号2番、7番から9番、11番から15番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員 議席番号3番市川です。申請番号9番について、質問します。申請番号8番の農地との交換及び売買とのことですが、交換する農地は特定されているのですか。

事務局 申請番号9番の2筆の農地と交換し、他4筆の農地については売買です。

議長 ほかにありますか。  
(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号48番、54番について、事前審査委員より、継続審議と報告がありました。よって、申請番号48番、54番と、2番、7番から9番、11番から15番を別に審議することに異議ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号48番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号48番を事前審査の報告のとおり継続審議と決しました。引き続き担当委員には調査をお願いします。次に、申請番号54番を事前審査の報告のとおり



<p>議長</p>	<p>継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号54番を事前審査の報告のとおり継続審議と決しました。引き続き担当委員には調査をお願いします。</p> <p>次に、申請番号2番、7番から9番、11番から15番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号2番、7番から9番、11番から15番を許可と決しました。</p> <p>次に日程2議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号7番から17番について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号「農地法第5条(知事)について」、許可申請が11件あったので、審議を求める。議案書の5頁をご覧ください。</p> <p>申請番号7番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、倉庫管理業を営んでいます。申請理由は、業務拡大のため物流倉庫の建築です。案内図21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は貯留層で一時処理後、生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に排水する計画です。資金については自己資金として残高証明書及び融資資金として融資見込証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。</p> <p>申請番号8番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、金属加工業を営んでいます。転用計画は、業務拡大のため工場の建築です。案内図23頁、詳細図24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。資金計画については自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えま</p>

す。

申請番号9番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図25頁、詳細図26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和2年8月5日専用住宅で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、U字溝に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書及び自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号10番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図27頁、詳細図28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、U字溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。ただし、申請地について許可を取らずにコンクリートブロックが設置がされており、事前着工の可能性がります。なお、違反転用事案報告書について、埼玉県知事あて送付済です。

申請番号11番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図29頁、詳細図30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、U字溝に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書が及び自己資

金として残高証明書添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。ただし、申請地について許可を取らずにコンクリートブロックが設置がされており、事前着工の可能性があります。なお、違反転用事案報告書について、埼玉県知事あて送付済です。

申請番号12番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、障がい児支援施設の建設です。案内図31頁、詳細図32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、水路に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請書が提出されています。また、春日部市生活支援課及び障がい者支援課と協議中です。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号13番について、詳細は議案書のとおり。申請番号12番の障がい児支援施設の建設のための排水管理設です。案内図は33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

申請番号14番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図35頁、詳細図36頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和2年8月5日専用住宅で公告済です。土地改良区は該当しません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理及びオーバーフローのみ側溝に排水する計画で開発調整課と協議中です。生活排水は、公共下水道へ区域外排水する計画です。資金計画については、自己資金として残高証明書及び融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10

ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号15番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図37頁、詳細図38頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。続道路は北東側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、水路に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号16番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、自動車整備業を営んでいます。転用計画は、隣接地の作業場の修理車両等を保管するスペースが手狭になったため、資材置場の増設及び従業員の駐車場の設置です。案内図39頁、詳細図40頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。資金計画については自己資金として残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号17番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後は白菜・なす・レタスを作付けする計画です。案内図は41頁、詳細図は42頁から45頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。農地区分は、農振農用地区域内にある農地で農用地区域内農地と考えます。

議長

次に、申請番号17番について、事務局より、推進委員に代わり意見の概要報告を求めます。

事務局

申請番号17番について、石井推進委員より、水口農業委員、栗原農業委員と同行して令和3年2月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査

を実施したところ、申請地及び所有地の一部について、雑草が繁茂し、残土が置かれ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。そのため、事務局から代理人に指導したところ草が刈り取られ、残土が撤去されたため、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。以上の事から問題なしと報告がありました。しかし、隣接地権者は、申請地の埋立ての必要性や、転用許可され、埋め立てされた場合の雨水の流出の被害について懸念しております。との報告がありました。

議長 次に議席番号9番横井貞夫委員より申請番号7番から17番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号7番から9番、12番から16番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。申請においても問題はなく、また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。以上の事から当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当であると決しました。

申請番号10番、11番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、申請地について、許可を取らずにコンクリートブロックが設置がされており、事前着工の可能性ががあります。そのため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号17番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。しかし、隣接地権者から、申請地の埋立ての必要性や、埋め立てされた場合の雨水の流出の被害について懸念しているとの報告がありました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、すでに盛土がされており事前着工の可能性ががあります。次に、事前審査の際には該当する土地改良区の意見書の提出がありませんでした。との報告がありました。こうしたことから、事前審査委員5人の合議により継続審議とし、代理人に聞き取りを行うことと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。  
(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。おはかりしま

す。申請番号10番、11番について、事前審査委員より、不許可相当と報告がありました。申請番号17番について、事前審査委員より、継続審議と報告がありました。よって、7番から9番、12番から16番と、10番、11番、17番を別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号10番を事前審査の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、申請番号10番を不許可相当とし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号11番を事前審査の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、申請番号11番を不許可相当とし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号17番を事前審査の報告のとおり継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、申請番号17番を継続審査と決しました。なお、継続審査の期間は、農地法施行規則第32条「申請書を送付すべき期間」の、転用面積が30aを超えたときは、申請のあった日の翌日から起算して80日となります。次に、申請番号7番から9番、12番から16番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、申請番号7番から9番、12番から16番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号7番については、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。

次に日程3 議案第3号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。それでは、申請番号1番から4番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が4件あったので、審議を求める。議案書8頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税（贈与税）納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。

申請番号1番について、詳細は議案書のとおり。案内図は47頁及びスクリーンをご覧ください。継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証

	<p>明があったものです。年間従事日数は250日です。</p> <p>申請番号2番について、詳細は議案書のとおり。案内図は48頁及びスクリーンをご覧ください。継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は365日です。</p> <p>申請番号3番について、詳細は議案書のとおり。案内図は49頁及びスクリーンをご覧ください。継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は60日です。</p> <p>申請番号4番について、詳細は議案書のとおり。案内図は49頁及びスクリーンをご覧ください。継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。年間従事日数は60日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号1番から4番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号1番について、田口推進委員より、大塚農業委員、新井農業委員と同行して令和3年2月11日に、申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p> <p>申請番号2番について、岡田推進委員より、中田推進委員、萩原農業委員、池上農業委員と同行して2月10日に、申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p> <p>申請番号3番、4番について、中田推進委員より、岡田推進委員、萩原農業委員、池上農業委員と同行して2月10日に、申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に議席番号17番伊藤弘子委員より申請番号1番から4番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号1番から4番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適</p>

	<p>正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員 5 人で合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 1 番から 4 番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第 3 号「租税特別措置法適格者証明」申請番号 1 番から 4 番について証明書を発行することと決しました。 次に、日程 4 議案第 4 号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。申請番号 1 番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号「生産緑地法従事者証明について」証明願が 1 件あったので、審議を求めます。議案書の 10 頁をご覧ください。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第 10 条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地の買い取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。 申請番号 1 番について、詳細は議案書のとおり。第 88 号生産緑地地区の全部です。案内図は 50 頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断が令和 2 年 12 月にされたことにより、この度の申請に至ったものです。</p>
議長	<p>次に、申請番号 1 番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号 1 番について、田口推進委員より、田口推進委員より、大塚農業委員、新井農業委員と同行して令和 3 年 2 月 11 日に、申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適かつ効率的な利用が確保されていると報告がありました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に議席番号 17 番伊藤弘子委員より申請番号 1 番の事前審査の報告を</p>



	<p>求めます。</p>
委員	<p>申請番号1番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第4号「生産緑地法従事者証明」申請番号1番について証明書を発行することと決しました。 次に、日程5議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」議案書11頁をご覧ください。春日部市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項により、意見を求められたので、審議を求めるものです。意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p> <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を原案のとおり決定しました。 次に、日程6議案第6号「春日部農業振興地域の農業に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について 議案書16頁をご覧ください。春日部市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項27号ハにより</p>

意見を求められたので、審議を求めるものです。意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。

議長

おはかりいたします。本案につきましては、検証案件1番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。検証案件1番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号8番岡本勉委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。

(休憩) (委員退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を開会します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。検証案件1番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第6号、検証案件1番を原案のとおり決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩) (委員入室)

議長

休憩前に引き続き会議を開会します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。検証案件2番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第6号、検証案件2番を原案のとおり決定しました。

次に、日程7報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」

日程8報告第2号「農地法第4条（届出）」

日程9報告第3号「農地法第5条（届出）」

日程10報告第4号「農地法第18条（通知）」

日程11報告第5号「違反転用事案報告」

につきましては、議案書の21頁から30頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。

(なしの声あり)

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2021年第2回総会を閉会いたします。  
閉会（午前11時20分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番